

資料2 別紙1 5ページ No.1-7の右欄(回答)の一部修正に関する新旧対照表

新	旧
<p>ご指摘の「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関(公益財団法人放射線影響協会)への引渡し」については、廃止措置の終了の確認を受けるまでの間に講ずるべき一連の措置の全体像を表すために記していたものですが、本審査基準は廃止措置計画の認可に係るものであることから、ご指摘を踏まえて「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、廃止措置計画の認可の申請に当たっての基本的な事項を示すこととし、以下のとおり修正します。</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>廃止措置計画の認可制度においては、使用者又は旧使用者等が、使用施設等の廃止措置を講ずるに当たって、あらかじめその計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることとされている。</p> <p>使用施設等の廃止措置とは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関(公益財団法人放射線影響協会)への引渡しを指す。</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第6条の5に定める認可の基準に適合するものであること、及び廃止措置期間中においても、放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置が講じられるものであることを確認する。なお、原子力規制委員会の定める線量限度は、線量告示に規定されている。</p>	<p>ご指摘の「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関(公益財団法人放射線影響協会)への引渡し」については、廃止措置の終了の確認を受けるまでの間に講ずるべき一連の措置の全体像を表すために記していたものですが、本審査基準は廃止措置計画の認可に係るものであることから、ご指摘を踏まえて「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、廃止措置計画の認可の申請に当たっての基本的な事項を示すこととし、以下のとおり修正します。</p> <p>2. 基本的考え方</p> <p><u>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第6条の5に定める認可の基準に適合するものであることを確認する。</u></p> <p><u>この考え方下、申請書及びその添付書類の記載事項ごとの審査基準を「2. 申請書記載事項に対する審査基準」及び「3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準」に示す。</u></p>

<p>このような基本的考え方の下、申請書及びその添付書類の記載事項ごとに、その審査における審査基準を「2. 申請書記載事項に対する審査基準」及び「3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準」に示す。</p>	
--	--

資料2 別紙1 6ページ No.1-10の右欄(回答)の一部修正に関する新旧対照表

新	旧
<p>放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする放射線防護措置については、廃止措置期間中も講ずる措置であるものの、定量的に線量評価を行い線量限度を超えないことを審査するものではありません。そこで、ご指摘の箇所は、1-7のとおり修正します。</p> <p>なお、これまでの廃止措置計画に係る審査において、申請書記載事項の「解体の方法」や「核燃料物質の汚染の除去」等に関する説明として、放射線被ばく管理に関する基本的な考え方が示されていることを確認してきており、この方針を今回意見募集をかけた審査基準案の2.(1)2)及び(5)に明確にしました。</p>	<p>放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置については、廃止措置期間中も講ずる措置であるものの、線量限度を超えないことまでを審査しているのではないため、「及び」以下の内容を削除し、1-7のとおり修正します。</p> <p>また、令第41条非該当使用施設等については、放射線被ばく管理に関する説明書を添付すべき法令上の定めはありませんが、廃止措置における放射線被ばく管理が重要であることは言うまでもありません。</p> <p>このため、これまでの廃止措置計画に係る審査においても、申請書記載事項の「解体の方法」や「核燃料物質の汚染の除去」等に関する説明として、放射線被ばく管理に関する基本的な考え方が示され、作業内容に応じた適切な措置が講じられることを確認してきており、本審査基準を定めるに当たって、この方針を今回意見募集をかけた審査基準案の2.(1)2)及び(5)に明確にしています。</p>